

V 参 考 资 料

1 青森県議会議員一般選挙主要事務日程表

月	日	曜	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選挙G	行総政務G・	財政G	理財G		税政G
1	9	月	前 90	前 81	後援団体に関する寄附等の禁止期間開始(特例法6)						
1	17	火	前 82	前 73	1 市町村委員会に対する照会 (1) 繰上投票の申出 (2) 個人演説会を開催することができる施設の指定 (3) ポスター掲示場の総数減少の協議 (4) 開票区の設定の申出 (5) 投票区数及びポスター掲示場数 (6) 投票所開閉時刻の変更 (7) 指定投票区の指定 (8) 共通投票所の設置の有無 (9) 不在者投票のできる施設の照会 2 諸会議打合せ事項作成 3 選挙啓発事業実施要領作成 4 投票用紙等の発注準備 5 候補者交付物品等発注 6 政治活動用交付物品等発注 7 選挙啓発資材作成準備	○					
2	8	水	前 60	前 51						1 名簿登録の移替えの延期期間の開始(特例政令1) 2 直接請求に係る署名収集禁止期間の開始(特例政令2)	
2	10	金	前 58	前 49	1 委員会の開催 (10時30分 選挙管理委員室) (1) 選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80) (2) 開票事務と選挙会事務を併せて行う選挙区の決定(合区市を除く6市)(法79①) (3) 選挙会の場所及び日時の決定(法77) (4) 選挙長の事務を行う場所の決定 (5) 投票用紙の様式、紙色等の決定(法45②) (6) 点字投票用紙の様式、紙色等の決定(法45②、規則7)	○	○				

月	日	曜	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事務内容	担 当 区 分					
						選挙G	行総政務G・	財政G	理財G		税政G
2	10	金	前 58	前 49	(7) ポスター掲示場の掲示面の区画数の決定 (8) ポスター掲示場数の減少の協議(法144の2⑨、ポスター条例2) 2 投票用紙等の発注 3 立候補届出受付体制作成 4 市町村委員会、指定病院等に対する委員会決定事項等の通知 5 投・開票速報受信要領作成						
2	24	金	前 44	前 35	市町村選管事務担当者打合せ会議(13時30分 オンライン)	○	○				
2	28	火	前 40	前 31	1 政治活動に関する説明会(11時 東奥日報新町ビル3階催事場D) 2 立候補予定者説明会(13時30分 東奥日報新町ビル3階催事場D)	○					
3	1	水	前 39	前 30	報道機関との投開票速報に関する打合せ会議(13時30分 南棟2階中会議室)	○	○				
3	2	木	前 38	前 29							1 委員会の開催 (1) 投票管理者及び期日前投票管理者並びに同職務代理者の選任(法37②、令24①) (2) 開票管理者及び同職務代理者の選任(法61②、令67①) (3) 投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の選任(法38①、法48の2読替法38①) (4) 投票所及び期日前投票所の指定(法39、法48の2準用法39) (5) 開票の場所及び日時の指定(法63) (6) 開票立会人決定のくじの執行場所及び日時の決定(法62②) (7) 不在者投票を管理する場所の決定 (8) ポスター掲示場の設置場所の決定(法144の2⑨) (9) 投票記載所の氏名等掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時の決定(法175③) (10) 期日前投票及び不在者投票の代理投票補助者の選任 (11) 投票・開票事務従事者の任命

月	日	曜 日	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事務内容	担 当 区 分					
						選挙 G	行総 政務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
3	2	木	前 38	前 29						(12) 不在者投票用紙等の告示日 前の発送日の決定(令53①、令 59の4④、令59の5の4⑦) (13) 投票所入場券の交付決定 2 不在者投票事務処理簿の作 成(令61)	
3	10	金	前 30	前 21	投・開票速報リハーサル(第1回)	○				投・開票速報リハーサル(第1 回)	
3	15	水	前 25	前 16	選挙長・出張所長会議(13時30分 アップルパレス青森3階ねぶたの 間)	○	○				
3	16	木	前 24	前 15	立候補届出書類等事前審査開始	○	○				
3	20	月	前 20	前 11	投票用紙等の搬送	○	○	○	○	○	投票用紙等の受領
3	22	水	前 18	前 9	1 投・開票速報リハーサル(第2回) 2 候補者交付物品等の確認(13時30 分 委員室)	○					投・開票速報リハーサル(第2 回)
3	24	金	前 16	前 7	1 立候補受付職員の局内打合せ 2 立候補届出書類、選挙公報原稿 事前審査期限	○	○				
3	30	木	前 10	前 1	1 選挙人名簿登録者数の市町村委 員会からのメール報告受信、集計及 び発表 2 立候補届出受付リハーサル(15時 各立候補届出受付場所) 3 選挙運動費用支出制限額の各出 張所へのメール連絡 4 選挙立会人決定のくじの執行場所 及び日時決定期限(法76準用法62 ⑥)	○					1 選挙人名簿登録基準日(特例 政令1) 2 選挙人名簿登録日(特例政令 1) 3 選挙人名簿登録者数の県委 員会へのメール報告(令22① 10時まで) 4 ポスター掲示場設置完了 5 地方自治法第74条第5項等 の数の告示
3	31	金	前 9	0	◎選挙期日の告示日 1 告示すべき事項 (1) 選挙期日(特例法1) (2) 選挙長及び同職務代理者の住 所、氏名(令81) (3) 開票事務と選挙会事務を併せて 行う選挙区(合区市を除く6市)(法79 ②) (4) 選挙会の場所及び日時(法78) (5) 選挙運動費用支出制限額(法196) (6) 選挙長の事務取扱場所	○					◎選挙期日の告示日 1 告示すべき事項 (1) 投票管理者及び期日前投票 管理者並びに同職務代理者の 住所、氏名等(令25、令49の7読 替令25) (2) 開票管理者及び同職務代理 者の住所、氏名(令68) (3) 不在者投票を管理する場所 (4) 投票所及び期日前投票所(法 41①、法48の2準用法41①) (5) 投票所開閉時刻の変更(法40 ②)

月	日	曜 日	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会					市町村委員会			
					事務内容	担 当 区 分							
						選挙 G	行総 政務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G		
3	31	金	前	9	0	(7) 選挙立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法76準用法62⑥)						(6) 開票の場所及び日時(法64)	
						(8) 地方自治法第74条第5項等の数						(7) 開票立会人を決定するくじの執行場所及び日時(合区市及び全町村)(法62⑥)	
						2 処理すべき事項						(8) ポスター掲示場設置場所(法144の2④⑩、144の4)	
						(1) 立候補届出受付(法86の4)及び交付物品・証明書類等交付	各	受	付	場	所	で	(9) 投票記載所の氏名等掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時(規程134)
						(2) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②)	各	受	付	場	所	で	2 処理すべき事項
						(3) 選挙運動用ビラ届出受付開始(法142①)	各	受	付	場	所	で	(1) 選挙人名簿の閲覧(異議申出期間)(法24①、法28の2①)
						(4) 出納責任者の選任届出受付開始(法180③)	各	受	付	場	所	で	(2) 開票立会人届出受理(全市町村)(法62①)
						(5) 報酬の支給を受けることができる選挙運動従事者等の届出受付開始(法197の2⑤)	各	受	付	場	所	で	(3) 公営施設使用の個人演説会開催申出書受付開始(法163)
						(6) 選挙立会人選任届出受付開始(法76準用法62①)	各	受	付	場	所	で	(4) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②)
						(7) 選挙公報掲載申請受付(公報条例3)	各	受	付	場	所	で	(5) ポスター掲示場の設置場所の告示の写し等の候補者への交付
						(8) 選挙公報印刷発注	○	○					(6) 投票所入場券交付開始(令31①)
						(9) 選挙公営届出受付開始	○	○					(7) 投票記載所の氏名等掲示の順序決定のくじの執行(法175③)
						① 選挙運動用自動車の使用(公営条例3)							
						② 選挙運動用ビラの作成(公営条例7)							
						③ 選挙運動用ポスターの作成(公営条例11)							
						(10) 確認団体の申請受理及び確認書、政治活動用自動車表示板、政治活動用ポスター証紙交付票、政談演説会開催届出書の交付(法201の8①、201の11③、令129の5②)	○						
						(11) 政治活動用ポスター証紙の交付(法201の11④)	○						
						(12) 政談演説会開催届出受理及び政談演説会告知用立札看板表示票の交付(法201の11②⑧)	○						
						(13) 政治活動用ビラの届出受理(法201の8①)	○						

月	日	曜 日	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会					市町村委員会		
					事務内容	担 当 区 分						
						選挙 G	行総 政務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G	
3	31	金	前 9	0	(14) 機関紙誌の届出受理(法201の15①) (15) 市町村委員会、市町村長に対する通知(令92⑩) (16) 候補者の被選挙権の有無の照会 (17) 選挙公報掲載順序決定のくじ執行(公報条例4)	○						
4	1	土	前 8	後 1	1 告示すべき事項 候補者の届出(法86の4⑩) 2 立候補者の氏名、住所等の市町村委員会、指定病院等への通知(令92⑩) 3 選挙公報の搬送(弘前市、八戸市)	○						1 期日前投票及び不在者投票開始(法48の2①、法49、令53) 2 期日前投票及び不在者投票記載場所内の氏名等の掲示開始(法175②) 3 選挙公報の受領(弘前市、八戸市)
4	2	日	前 7	後 2	選挙公報の搬送(上記以外の市)	○	○	○	○	○		1 告示日申出の公営施設使用の個人演説会開始(法163) 2 候補者の氏名等の投票管理者及び開票管理者への通知(令92⑩準用同条②) 3 選挙公報の受領(上記以外の市)
4	3	月	前 6	後 3	選挙公報の搬送(町村)	○	○	○	○	○		1 選挙公報の受領(町村) 2 選挙人名簿の異議申出に対する決定期限(法24②)
4	4	火	前 5	後 4								投票所告示期限(法41①)
4	5	水	前 4	後 5								1 郵便等による不在者投票の請求期限(令59の4①) 2 特例郵便等投票の請求期限(特例法3②)
4	6	木	前 3	後 6	1 投・開票速報リハーサル(第3回) 2 補充立候補届出期限(法86の4⑤) 3 選挙立会人届出期限(法76準用法62①) 4 選挙立会人決定のくじの執行及び通知(法76準用法62②④)(17時10分、県選管事務局) 5 選挙立会人の補充選任及び通知(選挙長通知)(法76準用法62⑨)	○						投・開票速報リハーサル(第3回) 1 投票立会人選任及び通知期限(法38①、令27) 2 開票立会人届出期限(合区市及び全町村)(法62①) 3 開票立会人決定のくじの執行(合区市及び全町村)(法62②④) 4 開票立会人の氏名等の通知(合区市及び全町村)(令70の2) 5 開票立会人の補充選任及び通知(合区市及び全町村)(法62⑨)

月	日	曜 日	選挙期 日前後	告示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 政 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
4	7	金	前 2	後 7	1 投・開票速報受信要領に関する局内打合せ 2 投・開票受信場所の整備	○	○				1 各世帯への選挙公報配布期限(公報条例5) 2 投票管理者及び事務従事者打合せ会議
4	8	土	前 1	後 8	選挙当日の有権者見込数の市町村委員会からのオンライン報告受信	○	○				1 期日前投票及び不在者投票最終日(法48の2、法49①) 2 選挙当日の有権者見込数のオンライン報告(10時まで) 3 投票所及び開票所の設置準備完了 4 投票記載所の氏名等掲示完了(法175①) 5 不在者投票及び不在者投票事務処理簿の整理(令61) 6 期日前投票の投票箱等の選挙管理委員会への送致(法48の2⑤読替法55)
4	9	日		後 9	◎投・開票日 1 中間推定投票率算定のための投票者数のオンライン報告受信 2 投票結果速報受信 3 開票結果速報受信 4 選挙会開催(開票と合同する6市のみ)	○	○				◎投・開票日 1 選挙人名簿抄本の投票管理者への送付期限(令28) 2 委員会の開催(選挙人名簿の抹消) 3 選挙人名簿の抹消の告示(法28) 4 中間推定投票率オンライン報告 5 投票結果報告 6 開票結果報告
4	10	月	後 1	後 10	1 投・開票関係書類検収(除6市) 2 西津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、弘前市、五所川原市選挙区選挙会	○					1 投・開票関係書類提出(二開票区選挙区) 2 ポスター掲示場撤去開始
4	11	火	後 2	後 11	むつ市、東津軽郡、上北郡、三戸郡選挙区選挙会(午前)	○	○				投票、開票、選挙録等提出(選挙会実施市町村)(午後)
4	12	水	後 3	後 12	1 当選人の報告、告知及び告示(法101の3①②) 2 当選証書付与式(13時30分、西棟8階大会議室) 3 当選等に関する報告(法108①)	○	○				
4	24	月	後 15	後 24	1 選挙の効力に関する異議の申出期限(法202①、法270の3) 2 選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出期限(法189①)	○					

月	日	曜 日	選挙期日前後	告示日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事務内容	担 当 区 分					
						選挙 G	行総 政務 G・	財政 G	理財 G		税政 G
4	26	水	後 17	後 26	当選の効力に関する異議の申出 期限(法206①)						
4	27	木	後 18	後 27	供託物の返還開始(令93②)	○					
					選挙運動に関する収入及び支出 の報告書の要旨の公表(法192①、 規則24)	○					

(注) この日程表の記載事項は、その主要なものを掲載しているが、その他必要な事項は、その都度行う。

2 立候補届出受付体制

令和5年4月9日執行の青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区に係る告示日における立候補届出受付体制を次のとおり定める。

1 立候補届出の受付

- (1) 日時：令和5年3月31日（金）午前8時30分～午後5時
- (2) 場所：青森県庁東棟5階中会議室

2 受付方法の概要

- (1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者については、くじにより受付順序を決定し、午前8時30分以降に到着した立候補届出者については、午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付後、到着順序により受付を行う。
- (2) 選挙長による届出受理後、届出番号により、立候補届出者に交付物品等を交付する。

3 役割分担（兼務可能）

- (1) 総括係（時刻確認・誘導） 1人（柿崎）
- (2) くじ執行・物品交付係 1人（阿保）
- (3) くじ補助・物品交付係 1人（及川）
- (4) 審査係 1人（川田GM）

4 くじを行う場合の立候補届出者の受付

（午前8時30分前に到着した立候補届出者が2人以上の場合）

（1）午前8時30分前に到着した立候補届出者について

ア 到着時刻を時計で確認し、別紙1の「到着時刻欄」に記入する（総括係）。

イ 立候補届出者に、別紙1の「立候補者氏名」及び「届出書持参者氏名」に記入してもらい（総括係）、届出書類の状況を確認し、決裁板に挟んで手渡し、届出者席へ案内する（総括係）。

※ 審査が必要な書類（決裁板に挟む書類）は、候補者届出書とその添付書類のみであり、それ以外の届出書類（選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出書等）については、選挙長までの呈覧はせずに交付物品等の交付後にくじ執行・物品交付係が受領し、保管する。

ウ 受付を午前8時30分から開始する旨及び午前8時30分前に到着した立候補届出者が複数の場合は、届出順序を決めるくじを午前8時30分から実施する旨を説明する（総括係）。

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者について

ア 到着時刻を時計で確認し、別紙2の「到着時刻欄」に記入する（総括係）。

イ 立候補届出者に、別紙2の「立候補者氏名」及び「届出書持参者氏名」に記入してもらう（総括係）。

ウ 届出順序を決めるくじの執行中の場合は、くじに時間を要することから、受付は、くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付を終えた後に実施する旨を伝え、届出書類の状況を確認し、決裁板に挟んで手渡し、届出者席で待機してもらう（総括係）。

くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付が終わっている場合は、届出書類の状況を確認し、決裁板に挟んで手渡し、そのまま受付へ誘導する（総括係）。

(3) 午前8時30分前に到着した立候補届出者の届出順序を決めるくじの執行

ア 事前説明（8時25分頃）

（総括係）

「それでは、立候補届出の方法について御説明します。

8時30分になりましたら、8時30分までにおいでになった方の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。

くじは1回のみ行います。到着時刻順にくじを引いていただき、このくじの結果が立候補届出の順番になります。

なお、くじを引かれた後は、そのくじを係員に渡してください。係員が結果を読み上げた後にお返ししますので、くじを持ったまま係員の誘導に従って、届出書類を提出してください。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたします。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされたこととなります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、くじを持ったまま、交付物品の交付場所へ進み、くじを係員に渡し、交付物品を受け取ってください。交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願ひします。」

イ くじ執行のための記録用紙及びくじの用意（8時30分）

（ア）総括係は、別紙1をくじ執行・物品交付係に渡す。

総括係は、8時30分以降に到着した者がある場合は、時刻を別紙2に記録する。

（イ）くじ補助・物品交付係は、くじ該当者の数分のくじを準備し、くじ執行・物品交付係に確認させる。

ウ くじの執行

（総括係）

立候補届出者のうち、くじを引く者をくじ執行場所に誘導する。

(総括係)

「ただ今から、令和5年4月9日執行の青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。

それでは、到着時刻順にくじを引いていただきます。」

(別紙1の順序に従い、くじを執行する。)

(くじ執行・物品交付係)

「〇〇さん(候補者の氏名)、くじを引いてください。」

(くじ補助・物品交付係)

立候補届出者にくじを差し出す。

(くじ補助・物品交付係)

立候補届出者の引いたくじを受け取り、全員に見せるようにしながら、「〇〇さん何番」と2回読み上げ、くじ執行係が別紙1に記載したのを確認した後に、引いたくじを届出者に返す。

(くじ執行・物品交付係)

くじの順序を別紙1にそれぞれ記載する。

(くじ執行・物品交付係)

「次に〇〇さん(候補者の氏名)、くじを引いてください。」

(以下同じ。)

(4) 受付

(総括係)

「それでは、ただ今のくじによる順序に従って、受付をいたします。」

(5) 受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号を記入する(審査係)。

(6) 交付物品等の交付

選挙長の届出受理後、本くじと引き換えに、立候補届出者に交付物品等を交付し、

中身を確認させ、受領書を提出させる（くじ執行・物品交付係、くじ補助・物品交付係）。

法定選挙運動費用額及び当選証書付与式案内の通知を渡し、通称使用認定書を交付する（くじ執行・物品交付係、くじ補助・物品交付係）。

（7）その他の書類（選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する選挙運動のために使用する者の）届出書、選挙運動のために頒布するピラについて（届出）等）を受領する（くじ執行・物品交付係）。

（8）事務局に立候補届出状況（別紙1・2）を報告する（総括係）。

5 くじを行わない場合の受付

（午前8時30分前に到着した立候補届出者が1名以下の場合）

（1）午前8時30分前に到着した立候補届出者について

ア 到着時刻を時計で確認し、別紙1の「到着時刻欄」に記入する（総括係）。

イ 立候補届出者に、別紙1の「立候補者氏名」及び「届出書持参者氏名」に記入してもらい（総括係）、届出書類の状況を確認し、決裁板に挟んで手渡し、届出者席へ案内する（総括係）。

※ 審査が必要な書類（決裁板に挟む書類）は、候補者届出書とその添付書類のみであり、それ以外の届出書類（選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出書等）については、選挙長までの呈覧はせずに交付物品等の交付後にくじ執行・物品交付係が受領し、保管する。

ウ 受付は午前8時30分から開始する旨を説明する（総括係）。

（2）午前8時30分以降に到着した立候補届出者について

ア 到着時刻を時計で確認し、別紙2の「到着時刻欄」に記入する（総括係）。

イ 立候補届出者に、別紙2の「立候補者氏名」及び「届出書持参者氏名」に記入してもらい（総括係）、届出書類の状況を確認し、決裁板に挟んで手渡し、受付へ案内する（総括係）。

（3）事前説明（8時25分頃）

（総括係）

「それでは、立候補届出の方法について御説明します。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたしますので、8時30分になりましたら、届出書類を提出してください。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされたこととなります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、交付物品の交付場所へ進み、係員から交付

物品を受け取ってください。

なお、交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願い致します。」

(4) 受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号を記入する(審査係)。

(5) 交付物品等の交付

選挙長の届出受理後、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる(くじ執行・物品交付係、くじ補助・物品交付係)。

法定選挙運動費用額及び当選証書付与式案内の通知を渡し、通称使用認定書を交付する(くじ執行・物品交付係、くじ補助・物品交付係)。

(6) その他の書類(選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、(報酬を支給する選挙運動のために使用する者の)届出書、選挙運動のために頒布するビラについて(届出)等)を受領する(くじ執行・物品交付係)。

(7) 事務局に立候補届出状況(別紙1・2)を報告する(総括係)。

別紙 1

立候補届出者到着時刻及びくじの記録
(8時30分までの到着用)

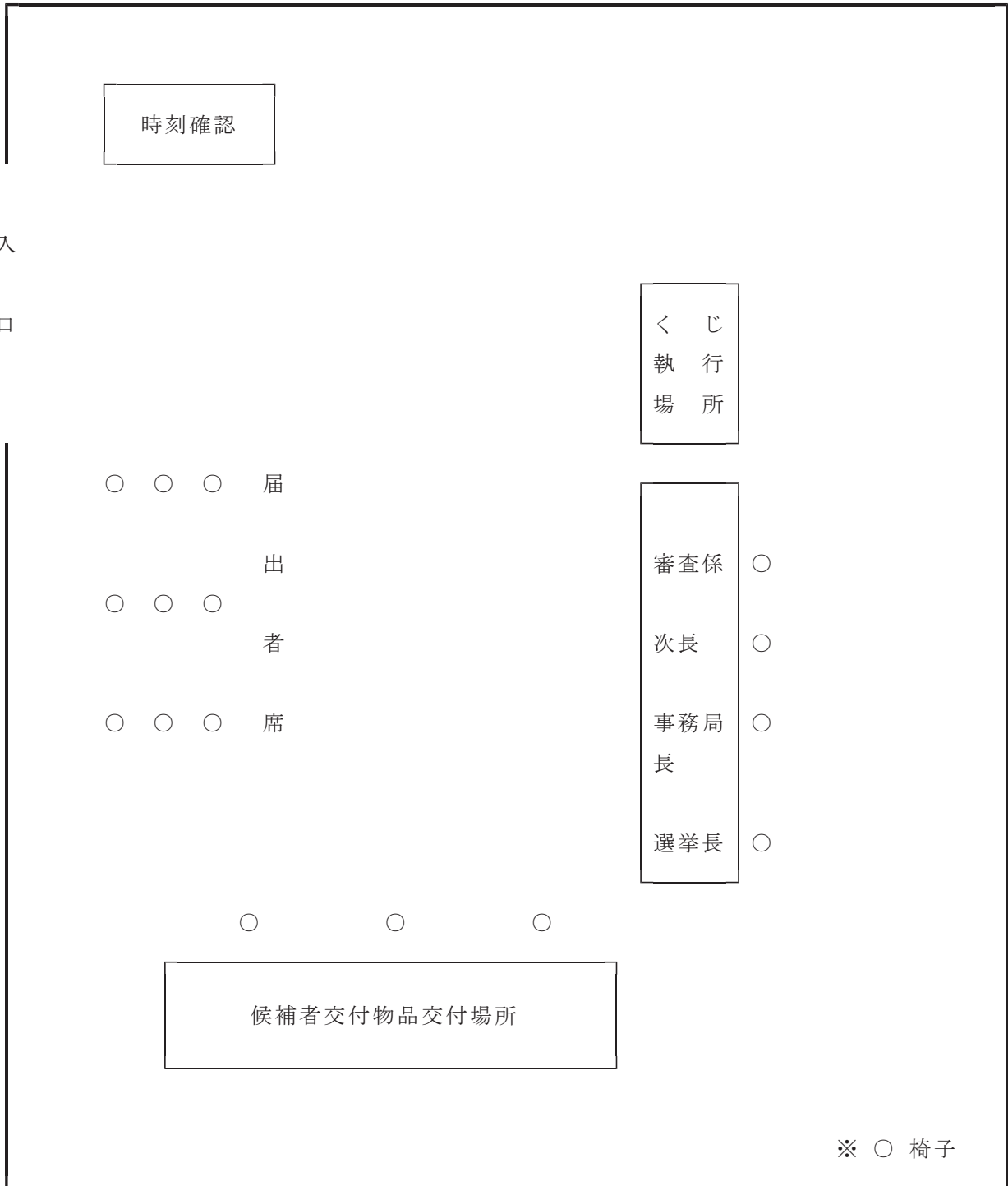
到着 順序	到着時刻	立候補者氏名	届出書持参者氏名	くじの結果
1	時 分			
2	時 分			
3	時 分			
4	時 分			
5	時 分			
6	時 分			
7	時 分			
8	時 分			
9	時 分			
10	時 分			
11	時 分			
12	時 分			

別紙 2

立候補届出者到着時刻の記録
(8 時 3 0 分以降到着用)

到着 順序	到着時刻	立候補者氏名	届出書持参者氏名
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		

立候補届出受付体制配置図



- (準備物)
- ・ 候補者数分の届出書類を挟む決裁板
 - ・ 候補者数分のボールペン及び朱肉 (候補者交付物品の交付場所に)
 - ・ 選挙長、事務局長、審査係用の朱肉及びボールペン

3 青森県議会議員一般選挙 投開票速報受信要領

I 投開票速報事務分担等

- 1 事務分担 別紙1「投開票速報体制」のとおり
- 2 事務取扱場所 東棟3階（別紙2「会場配置図」のとおり）
- 3 速報本部配置 市町村課・選挙管理委員会事務局執務室
（別紙3「速報本部配置図」のとおり）
- 4 報道記者室配置 県政記者室（東棟3階）
- 5 指定番号 別紙4「青森県議会議員一般選挙（令和5年4月9日執行）投開票速報指定FAX及び指定電話番号一覧」のとおり

II 投開票速報事務

※ 投票日当日の有権者見込数登録【選挙グループ】

「青森県議会議員一般選挙 当日有権者見込数」は、下記「1-1 投票状況の中間速報（青森県議会議員一般選挙 中間推定投票率集計表）」において、「推定投票率」を算出するために使用するの、無投票選挙区の市町村を除く全市町村（以下、「全市町村」という。）分のデータを、投票日前日（4月8日（土））に「本部サーバ」に登録しておくこと。

なお、この登録は、4月8日（土）の午前10時までに、全市町村がオンラインシステムを通じて、速報本部に設置する「本部サーバ」へ送信して行われる。

（選挙グループは、3月30日（木）に行った選挙時登録者数と比較し、増減数の大きな市町村の増減理由を確認する）。

1-1 投票状況の中間速報

(1) 審査係総括

投票状況の中間速報は、全市町村から、次の指定時刻までにオンラインシステムを通じて送信される。送信された中間速報データは、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートに記録し、指定時刻までに送信していない市町村がある場合は、該当市町村の**審査係**に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は、全市町村の審査が終了し、データが確定したら、その旨を**全体調整係**に報告すること。

【指定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時20分までに
第2回目	11時00分現在を	11時20分までに
第3回目	13時00分現在を	13時20分までに
第4回目	16時00分現在を	16時20分までに
第5回目	18時00分現在を	18時20分までに
第6回目	19時00分現在を	19時20分までに

(2) 審査係

審査係（A・B・C・D・E）は、「推定中間投票率速報」（取扱説明書（本部用）P22）の画面から随時、受信データのチェックを行うこと。

なお、チェック作業は5名の**審査係**が以下のとおり分担して行う。

◎審査係の担当市町村の分担

審査係A：青森市選挙区、むつ市選挙区

青森市、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

審査係B：弘前市選挙区、平川市選挙区、南津軽郡選挙区

弘前市、西目屋村、平川市、大鰐町、藤崎町、田舎館村

審査係C：八戸市選挙区、三戸郡選挙区

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

審査係D：黒石市選挙区、十和田市選挙区、西津軽郡選挙区、北津軽郡選挙区

黒石市、十和田市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町

審査係E：上北郡選挙区

野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町

審査係は、**審査係総括**からの指示を受け、指定時刻までに送信していない市町村に対して送信の督促を行うこと。また、自己の担当市町村が終了したら、**審査係総括**に報告すること。なお、**各審査係**は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

◎チェックポイント

①他市町村に比べ著しく高い投票率で錯誤のおそれがあるもの、②男女一方だけの入力となっているもの、③前回県議選における各回の投票数・率と大幅な変動がないか等を確認すること。

※ 投開票速報システム（以下「システム」という。）の「当日の有権者数」は、前日に市町村から報告を受けた「当日の有権者見込数」の数値がそのまま使用される。（市町村側からは「当日の有権者見込数」を修正できないよう設定されている。）

なお、各回の報告における「推定投票者数」が前回時報告のもの以下である場合及び各報告回において2回以上送信されたデータは、一旦「要確認」市町村一覧に自動的に登録され、画面中央上の「要確認」欄に該当市町村数が表示される。

この場合、画面中央上の「要確認」ボタンをクリックして画面を切り替えると要確認市町村が表示される。

異常値が認められる場合又は「要確認」市町村が発生した場合、**審査係**は、**審査係総括**に報告すること。

審査係総括は、**審査係**に指示し、当該市町村に対して報告数値の確認を行うとともに、必要であれば再送信を指示すること。

また、確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該市町村からの受信データを以下の方法により確認済として登録するよう**審査係**に指示すること。

◎確認済データの登録方法

ア 「要確認」市町村一覧から、確認済の市町村を選択し、画面右下の「詳細」ボタンをクリック。

イ 当該市町村の詳細画面で「登録」ボタンをクリック。

ウ イにより「要確認」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

◎再送信データの登録方法

ア 修正・再送信が必要であると判断された場合、要確認詳細画面下の「削除」ボタンにより、要確認データを削除する。（削除前は市町村から再送信できない。）

イ 再送信されたデータを確認後、問題がなければ詳細画面下の「登録」ボタンをクリック。

ウ イにより「要確認」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

(3) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、随時審査係総括に確認して中間速報の進捗状況を把握すること。各回の作業が完了した場合は、報道担当にその旨を報告すること。

各回の報道発表予定時刻までに進捗確認を行い、発表に遅れが発生することが確実である場合は、その対応を報道担当・速報総括と協議の上決定すること。また、決定された対応に基づき、各担当に指示すること。

報道担当は、全体調整係からの作業完了報告を受けて、速報総括と協議の上、ホームページへの掲載とそのプリントをシステム担当に指示すること。

(4) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、6部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 6部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

【報道発表予定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時40分までに
第2回目	11時00分現在を	11時40分までに
第3回目	13時00分現在を	13時40分までに
第4回目	16時00分現在を	16時40分までに
第5回目	18時00分現在を	18時40分までに
第6回目	19時00分現在を	19時40分までに

1-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

(1) 予備・代行係

オンラインが使用できなくなった市町村からの報告は、各市町村選管へ送付した様式（オンラインの「入力画面」の様式）を使用し、「指定FAX番号」（P18）に送信される。

予備・代行係は、受信したFAX報告について、「操作マニュアル（本部用）p3～」を参考に、代行入力を行うこと。入力後、予備・代行係は、該当市町村を担当する審査係に入力が完了した旨伝えること。

代行入力に係る登録作業が終わった後は、通常の手順に従い、審査係が入力された数値に異常値がないかチェックを行うこと。

予備・代行係は、代行入力を要する全ての団体について入力完了後、その旨を審査係総括に報告すること。また、代行入力の結果、市町村からの報告数値に誤りを発見した場合は、審査係は、審査係総括に報告し、審査係総括は、審査係に指示し、当該市町村へ報告数値の確認を行うとともに、必要であれば市町村へFAXの再送信を行うよう指示すること。

1-3 報道発表後の訂正作業

投票状況の中間速報数値を県選管ホームページに掲載した後において、その訂正が必要になったときは、次によりその訂正を行う。ホームページへの掲載前にあつては、通常時の誤りの処理（P2）に準じて対応すること。

(1) 予備・代行係

予備・代行係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を全体調整係に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、報道担当・速報総括と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、全体調整係は、予備・代行係を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、報道担当とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、審査係総括は、全体調整係からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を審査係に伝え、審査係は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、全体調整係へ報告すること。

(4) 報道担当

全体調整係は、審査係総括からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、報道担当・速報総括にその旨を報告すること。

報道担当は、システム担当に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、6部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、6部コピーし、訂正前後をセットで6部作成したうえで、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

なお、報道各社への訂正発表はホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 6 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

2-1 投票状況の確定速報

投票状況の確定速報は、各市町村から、確定次第、オンラインシステムを通じて送信される。送信された投票確定データについては、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

また、集計された投票確定データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される（中間速報の集計時は、全市町村のデータを確定した後、手動で掲載するが、投票状況の確定速報は、自動かつリアルタイムで掲載される）。

(1) 審査係総括

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートに記録し、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**審査係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は全市町村からの報告を受けた場合には、その旨を**全体調整係**に報告すること。

(2) 審査係

審査係は、「確定投票者数速報」（取扱説明書（本部用）P25）の画面から随時、受信データのチェックを行うこと。

「投票状況の確定速報」のチェック作業は5名の**審査係**がそれぞれの担当市町村について分担して行う（**審査係**の担当市町村の分担はP2と同様とする）。**各審査係**は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援することとする。

受信データが以下の抽出条件に該当する場合には、「確定投票一覧」（取扱説明書（本部用）P25）画面の中央上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

審査係は、ア．受信データが自動的に「要確認」に登録された場合又はイ．市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合、**審査係総括**に伝える。

審査係総括は**審査係**に指示し、当該市町村に対してこの報告数値の確認を行うとともに、必要に応じて再送信を指示すること。

◎抽出条件

次のデータについては、システムが自動的に当該市町村のデータを「要確認」に移行させるように設定している。

ア 「選挙当日の有権者数」欄に問題があるデータ（(ア)「選挙当日の有権者数」が見込数と比べ、10人以上減少した市、(イ)5人以上減少した町村、(ウ)1人以上増加した市町村）

イ 2回以上送信されたデータ

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該団体の送信データを確認済として登録するよう**審査係**に指示すること（登録方法はP2「◎確認済データの登録方法」参照）。

受信データのチェックを行った結果、全市町村が確定したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係**・**報道担当**へその旨を報告すること。

(3) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、随時審査係総括に確認して、投票状況の確定報告の進捗状況を把握すること。また、審査係総括からの受信完了報告があり次第、全体調整係・報道担当は速報総括と協議し、投票状況が確定したことをホームページへ掲載することを決定すること。

報道担当は、システム担当にその旨指示すること。

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、6部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 6部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

2-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法（P3）を参照のこと。

2-3 誤りがあった場合の対応

この取扱は、確定投票者数が県選管ホームページに掲載された後（すなわち、機械的なエラーチェックで「要確認」に登録されなかった場合で、審査段階で誤りを発見した場合あるいは市町村側から報告内容の変更連絡を受けた場合）において発生した場合に適用される。

(1) 予備・代行係

予備・代行係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を全体調整係に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、報道担当・速報総括と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、全体調整係は、予備・代行係を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、報道担当とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、審査係総括は、全体調整係からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を審査係に伝え、審査係は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、全体調整係に報告すること。

(4) 報道担当

全体調整係は、審査係総括からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、報道担当・速報総括に報告すること。

報道担当は、システム担当に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、掲載する文例については、3月1日（水）に開催した報道機関との打合せ会議において示している。

ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、6部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、6部コピーし、訂正前後をセットで6部作成したうえで、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 6部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

3-1 得票状況速報

「得票状況速報」については、「開票中間数速報」（以下、「中間速報」という。）及び「開票確定数速報」（以下、「確定速報」という。）を行う。

なお、「中間速報」については、指定時刻において未確定の市及び町村から、確定するまでの間、データが送信されるものである。

「中間速報」及び「確定速報」において市町村から送信された得票データは、速報本部に設置された「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。集計された得票データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される。

(1) 審査係総括

次のデータは、各市町村から、オンラインシステムを通じて以下のとおり送信される。

なお、確定速報のデータが入力された市町村は、それ以後の中間速報を行わない。

- ・市の間中速報… 次の各指定時刻まで
- ・町村の間中速報… 確定が22時30分以降となる町村のみ、各指定時刻まで
- ・確定速報… 確定次第

【指定時刻】

選挙区

（市）第1回を21:30とし、以後、確定するまでの30分ごと

（町村）第1回を22:30とし、以後、確定するまでの30分ごと

「本部サーバ」で受信したデータは、それぞれ次のア及びイとして集計されるので、**審査係総括**は、受信した市町村に係る各指定時刻の「中間速報」及び「確定速報」の状況について、チェックシートを用いて記録すること。

ア「開票中間数速報」（取扱説明書（本部用）P28～）

- ・各回ごとにデータの送信の有無を確認。画面左「入済」欄にチェックが入っていない市及び対象町村については送信を督促すること。
- ・すでに「確定速報」の報告のあった市町村については、画面左「確定」欄にチェックが入るので、ここで「中間速報」と区別すること。

イ「開票確定数速報」（取扱説明書（本部用）P31～）

- ・市町村の確定報告のみ報告される。

審査係総括は、中間速報の状況を「開票中間数速報」の画面によりチェックし、指定時刻10分前になっても報告のない市及び対象町村については、**審査係**に指示し、報告の督促を行うこと（システム上は、報告が遅延した場合、前回中間数値が適用される）。

審査係総括は、「開票確定数速報」について、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**審査係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

受信データのチェックを行い、全市町村からの「中間速報」、「確定速報」の報告を確認したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係**・**報道担当**にその旨報告すること。

(2) 審査係

審査係（5名）は、「開票中間数速報」及び「開票確定数速報」の画面から随時、担当市町村（P2）からの受信データのチェックを行うこと。

各審査係は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

それぞれの報告の審査の流れは以下のとおりとする。

○中間速報値の確認

審査係は、「開票中間数速報」の各回の画面で、速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- ・別な指定時刻に係る入力画面に登録していないか。
ex. 指定時刻が 22:00 のデータを 22:30 の入力画面へ入力している。
- ・入力欄を間違えていないか。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「要確認」に移行される。

◎抽出条件

- ア 各回の報告における得票数が前回報告のものを下回る場合
- イ 各報告回において2回以上送信されたデータ

○確定速報値の確認

審査係は、「開票確定数速報」の画面で速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- ・入力欄を間違えていないか。
ex. 開票中間速報の結果と大きく数値が異なる。

※「中間速報値の確認」と「確定速報値の確認」の作業が重なる場合は、必ず「中間速報値の確認」を優先して行うこと。

○開票調報告確認

審査係は、確定速報値が入力された市町村については、当該市町村からの「開票調」の受信データを「開票調」の画面でチェックをすること。データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、「開票調一覧」（**取扱説明書（本部用）P32**）画面の中央上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「要確認」に移行される。

◎抽出条件

- ア 次に該当する場合
 - ・「不受理」、「持ち帰り」……市部は10票超、町村部は5票超
 - ・「その他」……全市町村1票以上
- イ 2回以上送信されたデータ

○無効投票の内訳

「無効投票の内訳」は、「開票確定数速報」及び「開票調」とは別に市町村から送信されることから、画面に表示される無効投票の内訳（**取扱説明書（本部用）P38**）を見て異常値がないか確認する。

異常値の確認の際には、別添の「無効投票の内訳明細」を参照し、「要確認」「要訂正」に該当するか確認する。

これらの報告に関して、市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合は、**審査係**は、**審査係総括**に報告する。

審査係総括は、**審査係**に指示し、当該市町村にその報告数値の確認を行うこと。

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該市町村からの受信データを確認済として登録するよう、**審査係**に指示すること（登録方法はP2「◎確認済データの登録方法」参照）。

(3) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、随時審査係総括に確認して、「中間速報」、「確定速報」の進捗状況を把握すること。また、審査係総括からの受信完了報告があり次第、全体調整係・報道担当は速報総括と協議し、得票状況が確定したことをホームページへ掲載することを決定すること。

報道担当は、システム担当にその旨指示すること。

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、6部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 6部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

3-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法（P3）を参照のこと。

3-3 誤りがあった場合の対応

(1) 予備・代行係

予備・代行係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を全体調整係に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、報道担当・速報総括と協議すること。協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、全体調整係は、予備・代行係を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、報道担当とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、審査係総括は、全体調整係からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を審査係に伝え、審査係は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、全体調整係に報告すること。

(4) 報道担当

全体調整係は、審査係総括からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、報道担当・速報総括に報告すること。

報道担当は、システム担当に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、6部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、6部コピーし、訂正前後をセットで6部作成したうえで、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有

するため。)

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 6 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

Ⅲ 市町村の速報体制の解除【審査係総括】

各市町村の速報体制の解除は、オンラインを通して行う。

審査係総括は、確定速報が終了した団体（「無効投票の内訳」まで）から順に解除指示を送信すること（「操作マニュアル（本部用）p7～」参照）。

解除送信は、最終確定受信後 15 分以内の実施を目安とすること。

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

青森県議会議員一般選挙
速 報 体 制

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長 畑井 義徳

○総 括 星局長

○速報総括 和田次長

○速報事務局

報 道 担 当	川田GM
全 体 調 整 係	佐藤GM
審 査 係 総 括	井口主幹
審 査 係 A	浅利主幹
B	檜山主幹
C	斉藤主幹
D	鎌田主事
E	鈴木主事
予備・代行係	小野主事
システム担当	阿保主査

2 質疑担当 柿崎総括主幹、楠美主査、及川主事

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

青森県議会議員一般選挙
速報体制（概要）

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長

○総括 全体総括

○速報総括 報道機関対応、質疑対応、審査進捗管理等に関する総括への報告

○速報事務局

報道担当 報道機関との連絡調整等

全体調整係 報道担当との連絡調整等

審査係総括 審査進捗状況管理、審査係への指示、全体調整係への報告等

審査係 担当地区の市町村からの報告の審査、督促・確認等

(担当地区)

- A 青森市選挙区（青森市）、むつ市選挙区（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）の6市町村
- B 弘前市選挙区（弘前市、西目屋村）、平川市選挙区（平川市、大鱈町）南津軽郡（藤崎町、田舎館村）の6市町村
- C 八戸市選挙区（八戸市）、三戸郡選挙区（三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）の7市町村
- D 黒石市選挙区（黒石市）、十和田市選挙区（十和田市）、西津軽郡選挙区（鱒ヶ沢町、深浦町）北津軽郡選挙区（板柳町、鶴田町）の6市町
- E 上北郡選挙区（野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村おいらせ町）の7市町村

予備・代行係 システム障害時の代行入力、その他市町村への連絡等

システム担当 委託業者への指示・連絡、訂正内容等の管理、総務省への報告等

2 質疑担当

- ・有効票判断等、公職選挙法等に関する市町村からの照会対応
- ・速報結果等の記載・集計要領に関する照会対応
- ・報道機関からの照会対応
- ・苦情対応

※ 当該分担は一応の目安であり、速報事務の状況により適宜流動的に対応する。

（ただし、公選法等に関する回答については、必ず選挙Gが対応する。）

※ 審査係については、各担当地域が終了し次第、他の地域のサポート等を行うこと。

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

青森県議会議員一般選挙
速 報 体 制

(システム全面障害時)

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長 畑井 義徳

○総 括 星局長

○速報総括 和田次長

○速報事務局

報 道 担 当	川田GM
全 体 調 整 係	佐藤GM
審 査 係 総 括	井口主幹
審 査 係 B	檜山主幹 (審査係A、E担当分兼務)
C	斉藤主幹 (審査係A、E担当分兼務)
D	鎌田主事 (審査係A、E担当分兼務)
F A X 連 絡 係	鈴木主事
予 備 ・ 代 行 係	浅利主幹、小野主事
シ ス テ ム 担 当	阿保主査

2 質疑担当 柿崎総括主幹、楠美主査、及川主事

- 市町村からのオンラインシステムによる速報が完全に不可能になった場合、市町村からの速報報告は全てFAXにより送信されることから、審査係A（浅利主幹）を予備・代行係、審査係E（鈴木主事）をFAX連絡係に充てる。
- FAX連絡係は受信FAXを予備・代行係に手交し、予備・代行係において入力を行う。
- 入力後の受信FAXについては、審査係に回付し、通常の要領で審査、確認作業を行う。
- 審査後、問題がない市町村については、受信FAXを審査係総括に回付し、保管する。
- なお、審査後の受信FAXについては、必要に応じて審査係が6部コピーし、質疑担当、全体調整係、報道担当、速報総括及び総括に配付する。

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

通常時との主な変更点

青森県議会議員一般選挙
速 報 体 制 （ 概 要 ）

（システム全面障害時）

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長

○総 括 全体総括

○速報総括 報道機関対応、質疑対応、審査進捗管理等に関する総括への報告

○速報事務局

報道担当	報道機関との連絡調整等
全体調整係	報道担当との連絡調整等
審査係総括	審査進捗状況管理、審査係への指示、全体調整係への報告等
審査係 (担当地区)	担当地区の市町村からの報告の審査、督促・確認等

B 青森市選挙区（青森市）、弘前市選挙区（弘前市、西目屋村）、
平川市選挙区（平川市、大鱈町）、上北郡選挙区（野辺地町、七戸町、
六戸町）、南津軽郡（藤崎町、田舎館村）の10市町村

C 八戸市選挙区（八戸市）、むつ市選挙区（むつ市、大間町、東通村、
風間浦村、佐井村）、三戸郡選挙区（三戸町、五戸町、田子町、
南部町、階上町、新郷村）の12市町村

D 黒石市選挙区（黒石市）、十和田市選挙区（十和田市）、
西津軽郡選挙区（鱒ヶ沢町、深浦町）、北津軽郡選挙区（板柳町、鶴田町）、
上北郡選挙区（横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町）の10市町

予備・代行係	システム障害時の代行入力
FAX連絡係	受信FAXの整理、予備・代行係への手交
システム担当	委託業者への指示・連絡、訂正内容等の管理、総務省への報告等

2 質疑担当

- ・有効票判断等、公職選挙法等に関する市町村からの照会対応
- ・速報結果等の記載・集計要領に関する照会対応
- ・報道機関からの照会対応
- ・苦情対応

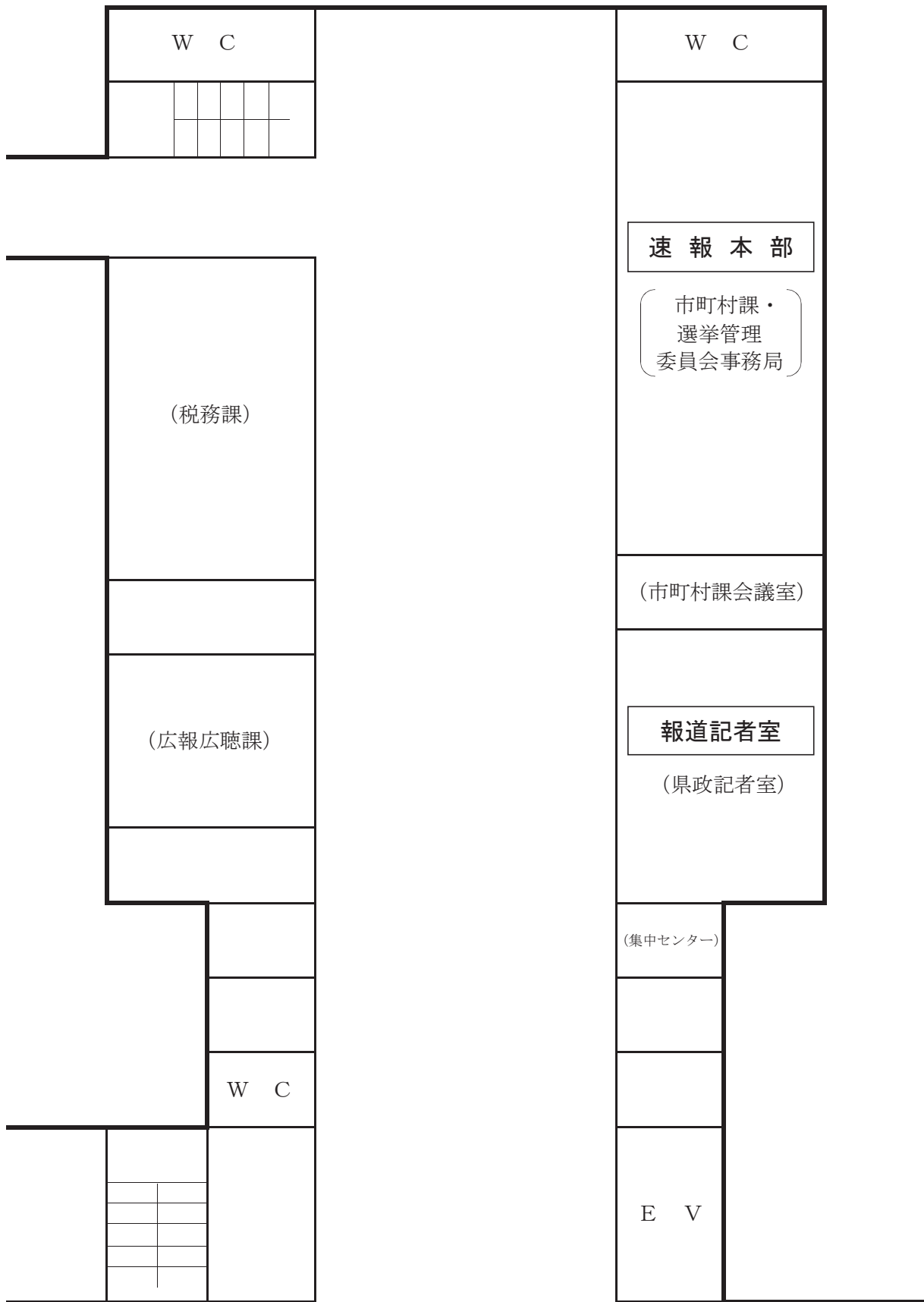
※ FAX受信が連続するため、FAX連絡係を設置する。

※ 当該分担は一応の目安であり、速報事務の状況により適宜流動的に対応する。
(ただし、公選法等に関する回答については、選挙Gが対応する。)

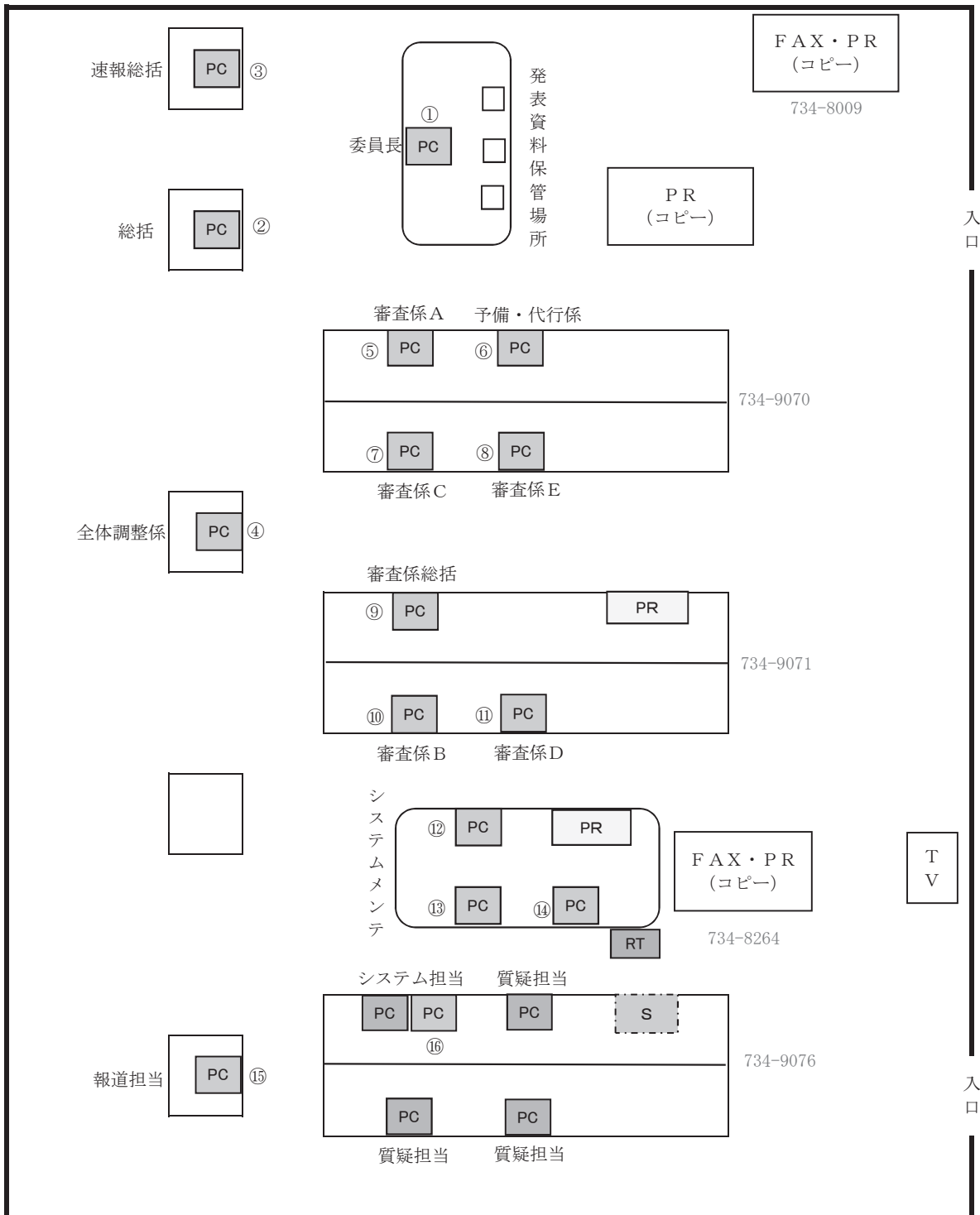
※ 審査係については、各担当地域が終了し次第、他の地域のサポート等を行うこと

会場配置図（東棟 3 階）

別紙2



速報本部配置図（市町村課・選挙管理委員会事務局執務室内）



- ・上図右下部のシステムメンテ部分にはサーバ用モニターを1台設置する。
- ・は職員が日常使用するパソコンで対応。
- ・その他のパソコン、各種機器類は業者からのレンタルで対応（委託契約を含む）。
PR…プリンタ RT…ルータ S…サーバ
- ・⑤、⑥は代行入力用PCを配置。予備は3台。

青森県議会議員一般選挙（令和5年4月9日執行）

投開票速報指定FAX及び指定電話番号一覧

【オンライン障害時に投開票結果等を受信するFAX番号】

(代行入力用指定FAX番号)

区分	報告内容	選挙当日の 有権者見込数	投票中間	投票確定	中間得票	得票確定
		対象 市町村	全 市 町 村			市及び 対象町村
指定FAX番号		017-734-8009、017-734-8264				

【質疑応答用指定電話】

※ 公職選挙法に関する疑義が生じた場合に使用してください。また、報告前に異常な数値を把握した場合の事前連絡及び緊急の場合に使用してください。

017-734-9076

【速報システム関係照会用電話】

※ オンラインシステムに関連する疑義が生じた場合に使用してください。

017-734-9076

【訂正報告用・解除用指定電話】

※ オンラインにより既に報告した内容に誤りがあった場合の事前連絡に使用してください。また、報告すべき事項を全て報告し、相当の時間が経過してもオンラインによる解除指示が届かない場合に使用してください。

017-734-9070

【代行入力用指定電話】

※ オンラインが不通となり、FAXによる報告に切り替えた後に、既に報告した内容に誤りがあった場合に使用してください。

017-734-9070

4 報道機関との打合せ資料

第20回統一地方選挙の投開票速報に係る事務打合せ資料

日 時：令和5年3月1日（水）

13：30～

場 所：県庁南棟2階中会議室

青森県議会議員一般選挙について

1 速報体制

- (1) 投 開 票 日：令和5年4月9日（日）
- (2) 速 報 本 部：県庁東棟3階市町村課執務室
- (3) 報道記者室：県庁東棟3階県政記者室

2 選挙当日の有権者見込数

4月8日（土）午後2時頃に、次の集計結果を各社へメールで送信します。送信先のメールアドレスは、送信先のメールアドレスは、3月1日付け事務連絡による照会の際に回答いただいたメールアドレスに送信します。

◆「青森県議会議員一般選挙 当日有権者見込数」（資料1）

3 投票状況の中間速報

各市町村の投票率を基に県内の投票率を推定し、次の集計結果を報道機関用の「青森県議会議員一般選挙 投開票速報」ホームページ（資料2）で発表します。

◆「青森県議会議員一般選挙 中間推定投票率集計表」（資料3）
(html・excel・csv形式)

<発表予定時刻>

- ・第1回：10時00分現在を 10時40分までに発表
- ・第2回：11時00分現在を 11時40分までに発表
- ・第3回：13時00分現在を 13時40分までに発表
- ・第4回：16時00分現在を 16時40分までに発表
- ・第5回：18時00分現在を 18時40分までに発表
- ・第6回：19時00分現在を 19時40分までに発表

4 投票状況の確定速報

各市町村の確定報告を受信次第、次の集計結果をホームページにリアルタイムで発表します。

- ◆「青森県議会議員一般選挙 投票状況確定集計表」 (資料4)
(html・excel・csv形式)

5 得票状況の速報

(1) 各市町村からの「中間報告」及び「確定報告」を受信次第、次の集計結果をホームページにリアルタイムで発表します。

- ◆「青森県議会議員一般選挙 得票状況集計表」 (資料5)
(html・excel・csv形式)

なお、中間報告については下記のとおりです。

- ・市：21時30分現在の状況を第1回目として発表。
以後確定するまで30分おきに発表。
- ・町村：22時30分現在の状況を第1回目として発表。
以後確定するまで30分おきに発表。

(ただし、第1回目の22時30分までに確定した町村は除きます。)

(2) また、全市町村の得票状況が確定し次第、次の集計結果をホームページに掲載します。

- ◆「青森県議会議員一般選挙 開票調」 (資料6)
(html・excel・csv形式)

6 発表後の訂正

県選管の投開票速報ホームページのトップページの「お知らせ」ページ及びhtml形式の各種集計表の「お知らせ」欄に、訂正内容を次のように掲載してお知らせします。

また、「投票状況確定集計表」及び「得票状況集計表」については、これらの集計表における該当市町村の「訂正」欄に訂正時刻を表示します。

<訂正例>

発表時間：**：**

市町村名：〇〇町

訂正速報の種類：投票状況確定集計表

訂正内容：投票者数

- ・男 866→863
- ・女 883→880
- ・計 1,749→1,743

7 報道記者室への紙資料の提供

投開票速報は、ホームページを通じて行うこととし、紙資料の提供は行いません。

ただし、事故その他重大な障害により、ホームページへの掲載ができなくなった場合には、事前に各社へ電話等で連絡し、報道記者室（県庁東棟3階県政記者室）の各社のボックスに配付する形で紙資料を提供します。

また、各社において整備したインターネット機器が事故その他重大な障害により不通となり、ホームページを通じて速報を受信することができなくなった場合には、上記同様に紙資料を提供します。

8 その他

- (1) 速報用ホームページのアドレス及びパスワードについては、別途通知します。
- (2) 県選管と市町村選管の間の第2回（3月22日（水））及び第3回（4月6日（木））投開票速報リハーサルは、報道機関用のホームページにおいて公開する予定です。
各リハーサルの詳細については、その都度お知らせします。

9 参考資料（様式一覧）

- | | | |
|-----------------|---------------------|-----|
| (1) 青森県議会議員一般選挙 | 当日有権者見込数 | 資料1 |
| (2) 青森県議会議員一般選挙 | 投票速報（報道機関用ホームページ） | 資料2 |
| (3) 青森県議会議員一般選挙 | 中間推定投票率集計表（excel形式） | 資料3 |
| (4) 青森県議会議員一般選挙 | 投票状況確定集計表（excel形式） | 資料4 |
| (5) 青森県議会議員一般選挙 | 得票状況集計表（excel形式） | 資料5 |
| (6) 青森県議会議員一般選挙 | 開票調（excel形式） | 資料6 |

5 青森県議会議員一般選挙に係る投開票速報要領

第1 速報の方法

- 1 投開票速報の報告は、全て投開票速報システムを使用するオンライン（以下「オンライン」という。）により行います。

なお、報告誤りがあった場合は、速やかにオンラインの再送信を行ってください。

再送信を行う際、速報担当者は、事前に差替えを送信する旨を、別途通知する「青森県議会議員一般選挙投開票速報指定FAX及び指定電話番号一覧」（以下「指定電話番号一覧」という。）の訂正報告用指定電話に電話連絡してください。

- 2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

オンラインが使用できなくなった場合は、県本部において代行入力を行いますので、オンラインの入力画面を印刷したものを様式として使用し、別途通知する「指定電話番号一覧」の指定FAXあてに送信してください。

なお、報告誤りがあった場合は、訂正箇所を見え消しで訂正の上、様式右上に「差替」と明記して速やかに再送信してください。

また、速報担当者は、事前に差替えを送信する旨を、別途通知する「指定電話番号一覧」の代行入力用指定電話に電話連絡してください。

第2 選挙前日の速報（4月8日（土））

選挙当日の有権者見込数を4月8日（土）の午前10時までに、オンラインにより報告してください。

なお、選挙当日の有権者見込数については、3月30日（木）時点の名簿登録者数から死亡者、公民権停止者等、当日選挙権を有しない者を除いた数を報告してください。

ただし、転出表示されている者でも、転出前に期日前投票を済ませた者、引き続き県内に住所を有する証明書を持参もしくは引き続き県内に住所を有することの確認を受けて期日前投票を済ませた者は当日有権者数に含まれるので注意すること。

第3 選挙当日の速報（4月9日（日））

- 1 投票状況の中間速報

- (1) 各市町村は、投票状況について、次の指定時刻にオンラインにより報告してください。

◎指定時刻

第1回 10時00分現在を 10時20分までに

第2回	11時00分現在を	11時20分までに
第3回	13時00分現在を	13時20分までに
第4回	16時00分現在を	16時20分までに
第5回	18時00分現在を	18時20分までに
第6回	19時00分現在を	19時20分までに

<注意点>

- ① 報告する「推定投票者数」には、期日前投票者数、不在者投票者数は含まないので注意してください。
- ② 「当日有権者見込数」について、4月8日（土）に報告した数値に変更が生じた場合でも、変更せずに報告してください。
 なお、前日報告した数に変更が生じた場合は、投票状況の確定速報の際に正しい人数を報告してください。

(2) 推定投票率の算出方法（一部の投票所を抽出し、算出している場合）

- ア 推定投票率を算出する市町村は、抽出された各投票所の「選挙当日の有権者数」及び「投票者数」をそれぞれ男女別に集計し、男女別の「投票率」（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで）を求めます。
- イ 既に各市町村で把握している「市町村全体の男女別の選挙当日の有権者数」に、アで算出した投票率を乗じて「当該市町村全体の男女別の推定投票者数」を算出（小数点以下は切り捨て）します。
- ウ イで算出した男女別の推定投票者数を合計して「市町村全体の推定投票者数」を算出します。
- エ ウで算出した「市町村全体の推定投票者数」を「市町村全体の選挙当日の有権者数」で除して、推定投票率を算出します。

2 投票状況の確定速報

確定し次第、オンラインにより報告を行ってください。
 報告誤りが多いことから、十分留意してください。

<注意点>

- ① 各市町村は、事前に各投票区の投票結果を集計するための準備をしてください。
 （集計表の作成、各投票区別・男女別の選挙当日の有権者数の記載等）
- ② 「投票者数」については、当日投票者数、期日前投票者数及び不在者投票者数の合計であることから、それぞれの数について二重計上や計上漏れ等のないよう必ず確認してください。

3 得票状況の中間速報

- (1) 市は、「21時30分現在の状況」を第1回目として、確定するまで30分ごとに、オン

ラインにより報告を行ってください。

- (2) 町村は、「22時30分現在の状況」を第1回目として、**確定するまで30分ごとに**オンライン報告を行ってください（ただし、第1回目の22時30分までに確定した町村については報告不要）。
- (3) 報告は、**各所定時刻の10分前までに**送信してください。
例)「21時30分現在の状況」は、21時20分までに送信すること。
- (4) 得票状況の中間速報は100票単位で行ってください。
- (5) 所定の速報時刻には、候補者の得票数が「0」であっても、必ず送信してください。
また、前回の報告結果と同じであっても、必ず送信してください。
- (6) 所定の速報時刻に、確定報告ができる状況にあっても、当該所定時刻には、100票単位で中間速報を行い、その後、得票状況の確定速報を行ってください。

4 得票状況の確定速報

確定し次第、オンラインにより報告を行ってください。

このとき、無効投票の内訳も併せて報告を行ってください。

<注意点>

- ① 得票状況の確定速報は、投票者数、投票総数、有効投票数等とよく照合確認した上で行ってください。
なお、投票者数と投票総数が一致しない場合は、一般的に次のようなことが考えられます。
 - a 投票総数が投票者数より少ない場合
 - ・不受理の決定を受けた不在者投票又は仮投票がある場合
 - ・投票者が投票しないで投票用紙を持ち帰った場合
 - b 投票総数が投票者数より多い場合
 - ・選挙人が正規に投票したほか、候補者氏名を記入した紙片等（全く投票と認められないものを除く。）を投入した場合
- ② 各市町村から報告された数値については、県において審査した上で、ホームページに掲載して発表することとしていますが、市町村から以下の数値が報告された場合は、保留の上、当該市町村に対して確認することとしていきますので、該当する市町村は、その後の作業を円滑に進めるためにも、**オンラインにより報告を行う前に、別途通知する「指定電話番号一覧」の質疑応答用指定電話**に電話連絡してください。
 - ・不受理：市部は10票超、町村部は5票超の場合
 - ・持ち帰り：市部は10票超、町村部は5票超の場合
 - ・その他：全団体1票以上の場合
- ③ ②の場合以外でも、各速報において報告された数値に疑義がある場合は、県から連絡するため、**必ず連絡を受けられる体制（直通電話が理想的ですが、直通電話がない場合は、代表電話に対応する者と事前に打ち合わせしておくなど、速やかに電話が担当者に回されるような体制）を維持**してください。

第4 速報体制の解除

市町村の速報体制については、県から「オンラインによる解除指示」がある（市町村選管の入力画面の右上の「未解除」の表示が消えて、時刻が表示された状態）まで、担当者は必ず開票場所で待機してください。

なお、県からのオンラインによる解除指示が届かない場合は、別途通知する「指定電話番号一覧」に記載された解除用指定電話により照会してください。

第5 報道機関等に対する発表

県に対する速報を行った後に各市町村選管が行う報道機関等への発表については、開票事務等に影響がない限り実施して差し支えありません。

第6 投開票事務についての疑義

投開票事務について疑義がある場合は、別途通知する「指定電話番号一覧」に記載された質疑応答用指定電話に照会し、回答を求めてください。

6 第20回統一地方選挙啓発推進事業要領

1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、有権者が選挙の意義を自覚するとともに、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加することが必要である。

しかしながら、青森県議会議員一般選挙においては11回連続で投票率過去最低を更新している状況にある。

こうした状況を踏まえ、「投票参加の呼びかけ」、「きれいな選挙の推進」とともに、特に投票率の低い若年層に対し、重点的に啓発を行うものである。

2 重点事項

(1) 投票参加の呼びかけ

地方選挙は、地域住民の暮らしと密接な関係があり、地域づくりや地域の活性化等のためには投票を通じて積極的に政治に参加することが大切である。統一地方選挙においては、有権者に選挙の重要性を認識していただくとともに、投票に参加することが有権者の権利であり、責務であることを周知徹底し、有権者が貴重な一票を進んで投票するよう呼びかけるとともに、併せて投票制度等必要な情報の周知を図るものである。

(2) きれいな選挙の推進

選挙に対する有権者の認識を深め、候補者の主義・主張を十分に見極めて、自覚ある投票をするよう呼びかけることとする。また、選挙の正しいルールを周知徹底することにより、買収、供応等の悪質な選挙違反を一掃し、選挙人の自由な意思で投票することができるよう、きれいな選挙を推進する。

(3) 若年層への啓発強化

投票率が低い傾向にある若年層に的を絞った広報を重点的に行うものとする。

3 事業の進め方

(1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会及び各関係団体との密接な連携のもとにこの事業を推進するものとする。

(2) 市町村選挙管理委員会は、各関係行政機関、市町村明るい選挙推進協議会、婦人団体等の関係団体との密接な連携のもとに、地域の特性を活かした事業を推進するものとする。

(3) 明るい選挙推進協議会は、民間団体としての特性を活かし、実効のある実践活動を推進するものとする。

なお、事業の実施に当たっては、新聞、放送等の報道機関と密接な連携をとり、積極的に情報提供を行い、その協力を得て、有権者の関心を高めるものとする。

4 実施事業（県議会議員一般選挙に係るもの）

（1）県が行う事業

- ア 横断幕による広告
- イ 懸垂幕による広告（市町村に配付）
- ウ ポスターによる広告（市町村・店舗等に配布）
- エ テレビ・ラジオ・新聞による広告
- オ バス・JR等への広告
- カ 視覚障がい者に対する選挙のお知らせ
- キ 知的障がい者向けのコミュニケーションボードのデータ作製
- ク 県のホームページの活用
- ケ 大学生サポーターと連携した企画啓発の実施
- コ 啓発資材等の配布
- サ 選挙公報による啓発
- シ その他

（2）市町村が行う事業

- ア 懸垂幕、ポスター等による広告（県選管より配付）
- イ 広報車による巡回広報
- ウ 有線・無線放送等の設備の活用
- エ 転入・転出者に対する選挙情報の提供
- オ 市町村の広報紙、ホームページ等の活用
- カ その他

5 事業推進上の注意

- （1）有権者を強制して投票させるような行為にわたらないこと。
- （2）広報車等による巡回広報に際しては、候補者の選挙運動等の妨害にならないようにするとともに、学校、病院、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持すること。

7 青森県議会議員一般選挙啓発推進事業実績

推進事業の種類	媒体	事	業	内	容	事業に要した経費(千円)
1 テレビコマmercial	15秒スポットコマmercial	テレビコマmercial放映により、投票への参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。 (RAB、ATV、ABAで各15回、投票日を含む10日間)				2,063
2 ラジオスポット	15秒スポットコマmercial	ラジオコマmercial放送により、投票への参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。 (RAB、FM青森で各20回、投票日を含む10日間)				407
3 啓発物資	ポスター	啓発用ポスターを作製し、市町村役場、デパート、スーパー、公共施設などに掲示した。計2,625枚(B2縦:2,105枚、B3横:520枚)				760
	ポケットティッシュ	ポケットティッシュを作製し、県や市町村の啓発等で配布した。(計84,350個)				732
	懸垂幕	懸垂幕を268部作製し、市町村の庁舎等に掲示した。				791
4 新聞広告	横断幕	横断幕を1部作製し、県庁正面入口に掲示した。				204
	新聞広告	東奥日報、デーリー東北、陸奥新報に新聞広告を掲載した。				2,472
5 SNS等を活用した情報発信	特設ホームページ	特設ホームページにテレビコマmercial動画等を掲載するとともに、選挙期日や期日前投票所等について周知した。				358
	SNSへの動画配信・Web広告掲載	テレビコマmercial動画をYouTube、LINE、TikTok内で配信した。また、Yahoo!JAPAN及びGoogleにバナー広告を掲載した。				413
6 視覚障害者へのお知らせ	投票所	候補者の氏名、所属政党等を記載した点字氏名表を市町村選管あて配付し、各投票所への設置を依頼した。				558
	郵送	視覚障害者に対して、点字広報等を配付した。				
7 バス車内広告	ポスター	県内バス会社のバス車内にポスターを掲示した。 (青森市営バス、弘南バス、八戸市営バス、南部バス、十和田観光電鉄)				181
8 鉄道広告	ポスター	JRの県内主要駅、車内中吊り及び窓上広告スペースにポスターを掲示した。				134
	私鉄の車内中吊り広告スペースにポスターを掲示した。					32
9 知的障がい者への啓発	JR青森駅の「J-ADビジョン」による広告を実施した。					57
	知的障がい者向けの投票方法についてのコミュニケーションボードを作製し、ホームページに掲載した。					84
10 若年層による啓発	大学生サポーターによる投票呼びかけの動画をTikTokで配信した。					110
	選挙公報の空きスペースに啓発広告を入れ、選挙期日等を周知した。					3,278
11 その他	パブリシティ	県選挙事務局長等がテレビ番組に出演し、投票への参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。				0
	庁内放送	庁内放送を利用して投票期日等を周知した。				0
	店内放送	デパート、ショッピングセンター等へ依頼し、店内放送により投票への参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。				0
	県明るい選挙推進協議会会長談話	告示日前日(3月31日)に県明るい選挙推進協議会会長談話を報道機関に発表した。				0
	県選挙管理委員会委員長談話	投票日前日(4月8日)に委員長談話を報道機関に発表した。				0
	県広報媒体の利用	広報広聴課の広報媒体(あおもり・ふあん)を活用し、選挙期日等を周知した。				0
	合計					12,634